## 厚生労働省告示第二百四十九号

第五百四十七号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適 援 成 の提 +障 害 八年厚生労働省令第百七十一号)第百二十七条第三項の 供に 者自 係るサー 立支援法に基づく指定障害福 ビス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの 温祉サー ビスの 事業等の 規定に基 人員、 ごづき、 設 備及 平 指 用する。 成十八年 び運営に 定 重 度 厚生労働省告示 関 障 する 害者等 基 準 包 括支 平

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第 一 号を削り、 第二号中「第9」 を「第8」 に改め、 同号を第一号とし、 同号の次に 次の三号を加

える。

- 年 厚 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四 生 労働省令第二十七号)第三条第二 項に規定する相談 支援専門員
- 年 厚 障 生労 害者 働省令第二十八号) 自立支援法に基づく指定計 第三条に規定する相 画 相談支援 の 事 談支援専 業 の 人 門 員及び運 昌 一営に 関する基 準 ( 平成二十四
- 兀 生 一 児 働省令第二十九号) 第三条に規定する相談支援専門員 童 福 祉法に基づく指定障害児相談支援の事業 の 人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚